

村上市地域防災計画 (津波災害対策編)

令和 6 年 3 月修正

村上市防災会議

目 次

村上市地域防災計画（津波災害対策編）

第 1 章 総則

第 1 節	計画作成の趣旨等	1
第 2 節	住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 3 節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	6
第 4 節	津波浸水想定	8
第 5 節	村上市の地形特性に応じた対策の方向性	12
第 6 節	複合災害時の対策	16
第 7 節	地震被害の想定	16
第 8 節	緊急地震速報と地震情報	16

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災教育計画	17
第 2 節	防災訓練計画	20
第 3 節	自主防災組織育成計画	21
第 4 節	防災都市計画	22
第 5 節	集落孤立対策計画	24
第 6 節	建築物等災害予防計画	24
第 7 節	道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策	24
第 8 節	港湾・漁港施設の地震・津波対策	24
第 9 節	鉄道事業者の地震・津波対策	24
第 1 0 節	治山・砂防施設の地震・津波対策	24
第 1 1 節	河川・海岸施設の地震・津波対策	24
第 1 2 節	農地・農業用施設等の地震・津波対策	25
第 1 3 節	防災通信施設の整備と地震・津波対策	25
第 1 4 節	放送事業者の地震・津波対策	25
第 1 5 節	電気通信事業者の地震・津波対策	25
第 1 6 節	電力供給事業者の地震・津波対策	25
第 1 7 節	ガス事業者等の地震・津波対策	25
第 1 8 節	上水道の地震・津波対策	25
第 1 9 節	下水道等の地震・津波対策	25
第 2 0 節	危険物等施設の地震・津波対策	26
第 2 1 節	火災予防計画	26
第 2 2 節	水防管理団体の体制整備	26
第 2 3 節	廃棄物処理体制の整備	26
第 2 4 節	救急・救助体制の整備	26
第 2 5 節	医療救護体制の整備	26
第 2 6 節	避難体制の整備	27
第 2 7 節	要配慮者の安全確保計画	32
第 2 8 節	食料・生活必需品等の確保計画	32
第 2 9 節	学校の地震・津波防災対策	32
第 3 0 節	文化財の地震・津波防災対策	32
第 3 1 節	ボランティアの受入体制の整備	32
第 3 2 節	事業所等の事業継続計画	32
第 3 3 節	行政機能の保全	33

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部等の組織・運営計画	35
第2節	地震・津波配備体制	35
第3節	防災関係機関の相互協力体制	35
第4節	災害時の通信確保	35
第5節	被災状況等収集・伝達計画	35
第6節	広報計画	35
第7節	住民等避難計画	36
第8節	避難所運営計画	47
第9節	避難所外避難者の支援計画	47
第10節	自衛隊の災害派遣計画	47
第11節	輸送計画	47
第12節	警備・保安及び交通規制計画	47
第13節	海上における災害応急対策	47
第14節	消火活動計画	47
第15節	救急・救助活動計画	47
第16節	水防活動計画	48
第17節	医療救護活動計画	49
第18節	防疫及び保健衛生計画	49
第19節	こころのケア対策	49
第20節	児童生徒等に対するこころのケア対策	49
第21節	廃棄物の処理計画	49
第22節	トイレ対策	49
第23節	入浴対策	49
第24節	食料・生活必需品等供給計画	49
第25節	要配慮者の応急対策	50
第26節	建物の応急危険度判定計画	50
第27節	宅地等の応急危険度判定計画	50
第28節	学校等における応急対策	50
第29節	文化財応急対策	50
第30節	障害物の処理計画	50
第31節	遺体等の捜索・処理・埋葬計画	50
第32節	愛玩動物の保護対策	50
第33節	災害時の放送	51
第34節	公衆通信の確保	51
第35節	電力供給応急対策	51
第36節	ガスの安全、供給対策	51
第37節	給水・上水道施設応急対策	51
第38節	下水道等施設応急対策	51
第39節	危険物等施設応急対策	51
第40節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	51
第41節	港湾・漁港施設の応急対策	52
第42節	鉄道事業者の応急対策	52
第43節	治山・砂防施設等の応急対策	52
第44節	河川・海岸施設の応急対策	52
第45節	農地・農業用施設等の応急対策	52
第46節	農林水産業応急対策	52
第47節	商工業応急対策	52
第48節	応急住宅対策	52
第49節	ボランティアの受入計画	53
第50節	義援金の受入れ・配分計画	53
第51節	義援物資対策	53
第52節	災害救助法による救助	53

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策計画	55
第2節	融資、貸付その他資金等による支援計画	55
第3節	公共施設等災害復旧計画	55
第4節	災害復興計画	55

策定	平成27年	3月
修正	令和4年	3月
修正	令和6年	3月

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における津波災害に対する災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害から県土及び住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

また、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく対応方針については、第3節において記載するものとするが、同法及び津波対策の推進に関する法律（平成23年6月24日法律第77号）の趣旨に沿って、必要な津波対策を検討する。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、村上市防災会議が策定する「村上市地域防災計画」のうち、本市における津波災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡及び調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、関係機関において別途具体的に定めるものとする。

「村上市地域防災計画」は、この「津波災害対策編」並びに別冊の「震災対策編」「風水害等対策編」「個別災害対策編」「資料編」及び「水防計画編」で構成する。

なお、複合災害に対応するため、大規模地震に対応した「震災対策編」を「村上市地域防災計画」の基本となる編として位置づけ、風水害等、津波及び個別災害対策においても実施すべき重複事項を集約・網羅することで一元的に把握し、対策を講じるものとし、その他の災害特有の事項、各種資料及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画については、「風水害等対策編」「津波災害対策編」「個別災害対策編」「資料編」及び「水防計画編」にそれぞれ掲載する。

また、この計画に定めのない事項は「新潟県地域防災計画」に準ずるものとする。

3 関連計画との整合

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験を礎に、本市の自然条件、社会条件等を踏まえ、市における防災に関する計画を定めるものである。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「村上市国土強靱化地域計画」等、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

なお、この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、災害対策基本法第42条第5項の規定により、その要旨を公表する。

5 共通用語

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

なお、準用編中の次の用語については、「地震発生時」は「地震又は津波が発生し、若しくは津波災害が発生するおそれがあるとき」と、「地震による」は「地震又は津波による」と読み替えるものとする。

6 用語の定義

用語の定義については、震災対策編第 1 章第 1 節「計画作成の趣旨等」の「6 用語の定義」を準用する。

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本方針

- (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築
本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民・地域・行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。あわせて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、住民・地域・行政（防災関係機関）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できる体制の構築を目指す。

また、たとえ、最大クラスの津波が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない災害に強いまちづくりを推進する。

ア 住民等に求められる役割

- (ア) 津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、住民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、を感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。
- (イ) 自ら避難することが地域住民の避難につながるとともに、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努めなければならない。
- (ウ) 住民及び事業者は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
- (エ) 住民及び事業者は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (オ) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 自ら避難することが地域住民の避難につながるとともに、近隣に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となって、避難の呼びかけ並びに率先避難を行う。
- (イ) 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁から大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）の情報を入手するまでは原則として避難を優先し、また、津波が想定される場合の消防団員の活動上の安全を確保するため、水門等の閉鎖活動の最

小化に努める。

- (ウ) 住民及び事業者は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- (エ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (オ) 事業者は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割

- (ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また、庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - d 市の研修制度の充実、関係機関が主催する防災に関する講座等との連携等による人材育成を体系的に図る仕組みの構築
 - e 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
 - f 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 市、県及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。
- (ロ) 市、県及び防災関係機関は、住民・企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (ハ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (ニ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (ホ) 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (ヘ) 市及び県は、住民及び事業者による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。
- (ト) 市及び県は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を実施するために、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。
- (チ) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (リ) 内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地歩公共団体等のニーズと民間企業が持つ先端技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。

エ 支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの

支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第 2 章及び第 3 章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害に対する配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、第 2 章及び第 3 章の関係節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を確保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬をきたさないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を住民運動として推進する。

2 防災関係機関及び住民等の責務

防災関係機関及び住民等の責務については、震災対策編第 1 章第 2 節「住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」の「2 防災関係機関及び住民等の責務」を準用する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

各機関の事務又は業務の大綱については、震災対策編第 1 章第 2 節「住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」の「3 各機関の事務又は業務の大綱」を準用する。

第3節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

1 津波災害対策の基本方針

本節は、津波防災地域づくりに関する法律、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）等を踏まえた対応方針について記載する。

- (1) 津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- (2) 津波の想定に当たっては、地震調査研究推進本部が行っている地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を踏まえ、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等をより正確に調査する。
- (3) 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。
- (4) 津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- (5) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。
- (6) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 津波災害警戒区域等の指定

県は、基本指針に基づき国が都道府県に示した断層モデル等を踏まえ津波浸水想定を設定し、公表する。

また、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行う。

3 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成等

市は、県が実施する津波浸水想定の設定等のための海域・陸域の地形、土地利用の状況等の基礎調査に協力するとともに、その調査に基づく津波浸水想定や津波災害警戒区域等の指定を受け、次のとおり、必要な措置を講じる。

- (1) 基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、この節において「推進計画」という。）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (2) 津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療

施設の名称及び所在地等について定める。

- (3) 市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (4) 津波災害警戒区域をその区域に含む場合、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (5) 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
- (6) 津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (7) 県と連携の下、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (8) 津波災害警戒区域内では、市地域防災計画に要配慮者が利用する施設の所在地を定めることなどから、当該情報も活用して救急・救助活動に努める。

第4節 津波浸水想定

1 新潟県独自の津波浸水想定

県では、これまでに想定地震として、震源域が海域にある地震だけを対象としてきたが、震源域の一部が海域に係る地震も対象としたほか、参考地震として、東日本大震災で見られた複数の領域による連動発生地震についても対象とし、計8地震について検討を行った。

なお、連動発生地震については、3連動地震の解析結果を見る限りにおいて、その発生に関して科学的根拠は乏しいものの、津波対策を検討する上で看過できないことから、予測の不確実性を考慮し、津波対策を検討する上では3連動地震も含めて検討を行っている。

こうした検討結果を踏まえ、平成23年度に県が実施した津波浸水想定の見直しによる想定地震の規模は、それぞれ次のとおりである。

なお、市においては、最大級の被害となる地震に備えるという考えの下、連動発生地震における浸水想定等を採用し、村上市津波避難計画及び津波ハザードマップを作成している。

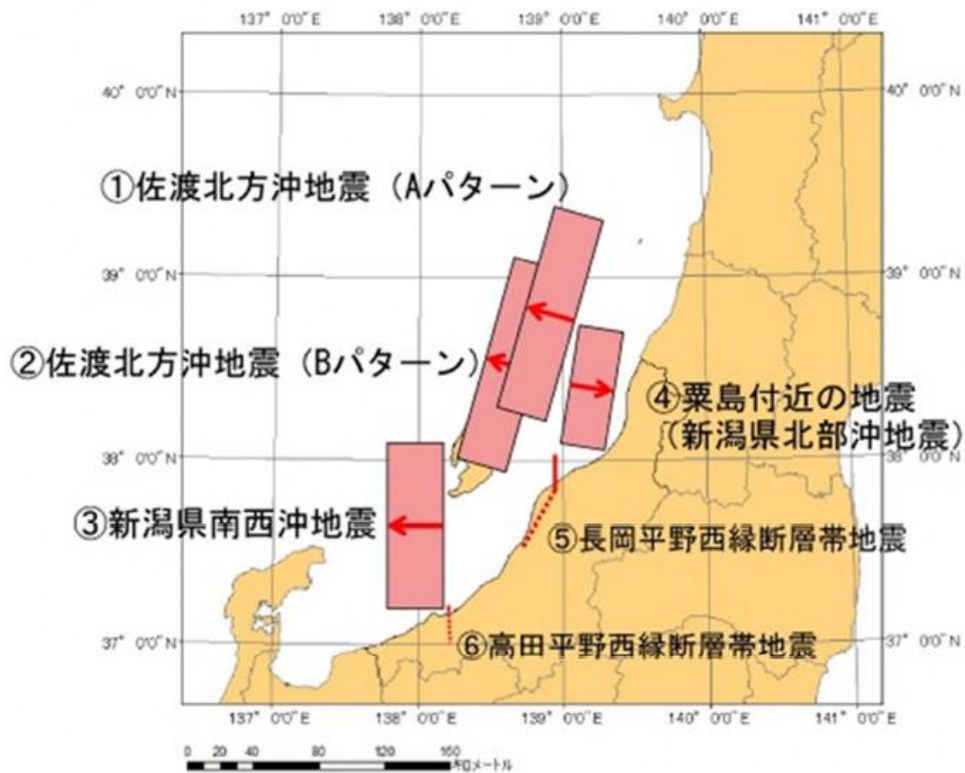
現在、本市に関係する津波浸水想定区域図は資料編「1-4 津波想定区域・津波ハザードマップ（1）津波想定区域」のとおりである。本市が作成・配布した津波ハザードマップは、資料編「1-4 津波想定区域・津波ハザードマップ（2）津波ハザードマップ」のとおりである。

【想定地震・参考地震の規模】

想定波源	モーメントマグニチュード (M _w)
① 佐渡北方沖地震（Aパターン）	7.80
② 佐渡北方沖地震（Bパターン）	7.80
③ 新潟県南西沖地震	7.75
④ 粟島付近の地震（新潟県北部沖地震）	7.56
⑤ 長岡平野西縁断層帯地震（弥彦-角田断層）	7.63
⑥ 高田平野西縁断層帯地震	7.10
⑦ 連動発生地震（同時）（秋田、山形、新潟県北部沖）	8.09
⑧ 連動発生地震（時間差）（秋田、山形、新潟県北部沖）	
秋田県沖の地震	7.43
山形県沖の地震（南側断層）	8.02
山形県沖の地震（北側断層）	
新潟県北部沖の地震	7.48

（資料：「新潟県地域防災計画（津波災害対策編）令和5年3月修正」より編集加工）

【想定6波源地震の種類と位置】



(資料：「新潟県地域防災計画（津波災害対策編）令和5年3月修正」)

【連動発生地震の種類と位置】



(資料：「新潟県地域防災計画（津波災害対策編）令和5年3月修正」)

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定

(1) 津波浸水想定の際緯・位置づけについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成23年12月に、津波防災地域づくりに関する法律（以下、この節において「法」という。）が制定・施行された。

国では、津波を発生させる津波の断層モデルを設定することとなり、これを踏まえて、都道府県では津波防災地域づくりを実施するための基礎となる、法に基づく津波浸水想定を設定することとなった。

平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に、新たな知見による津波断層モデル（60断層）が公表された。

県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成25年12月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたところであるが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を作成した。

(2) 津波断層モデルについて

今回の津波浸水想定では、国が公表した60断層モデルのうち新潟県に影響が大きい7断層及び、平成25年12月に県が公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、陸域から海域に伸びる2断層の計9断層を選定した。

津波浸水想定図等では、9断層の中から、地域ごとに影響の大きい津波断層を選定し、津波断層モデルごとの計算結果を算出し、津波対策上、最大となるエリアや値を表示している。

【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】

○国公表による津波断層モデル

F30（秋田・山形沖）、F34（県北・山形沖）、F35（佐渡北）、F38（越佐海峡）、
F39（佐渡西）、F41（上越・糸魚川沖）、F42（佐渡西方・能登半島北東沖）

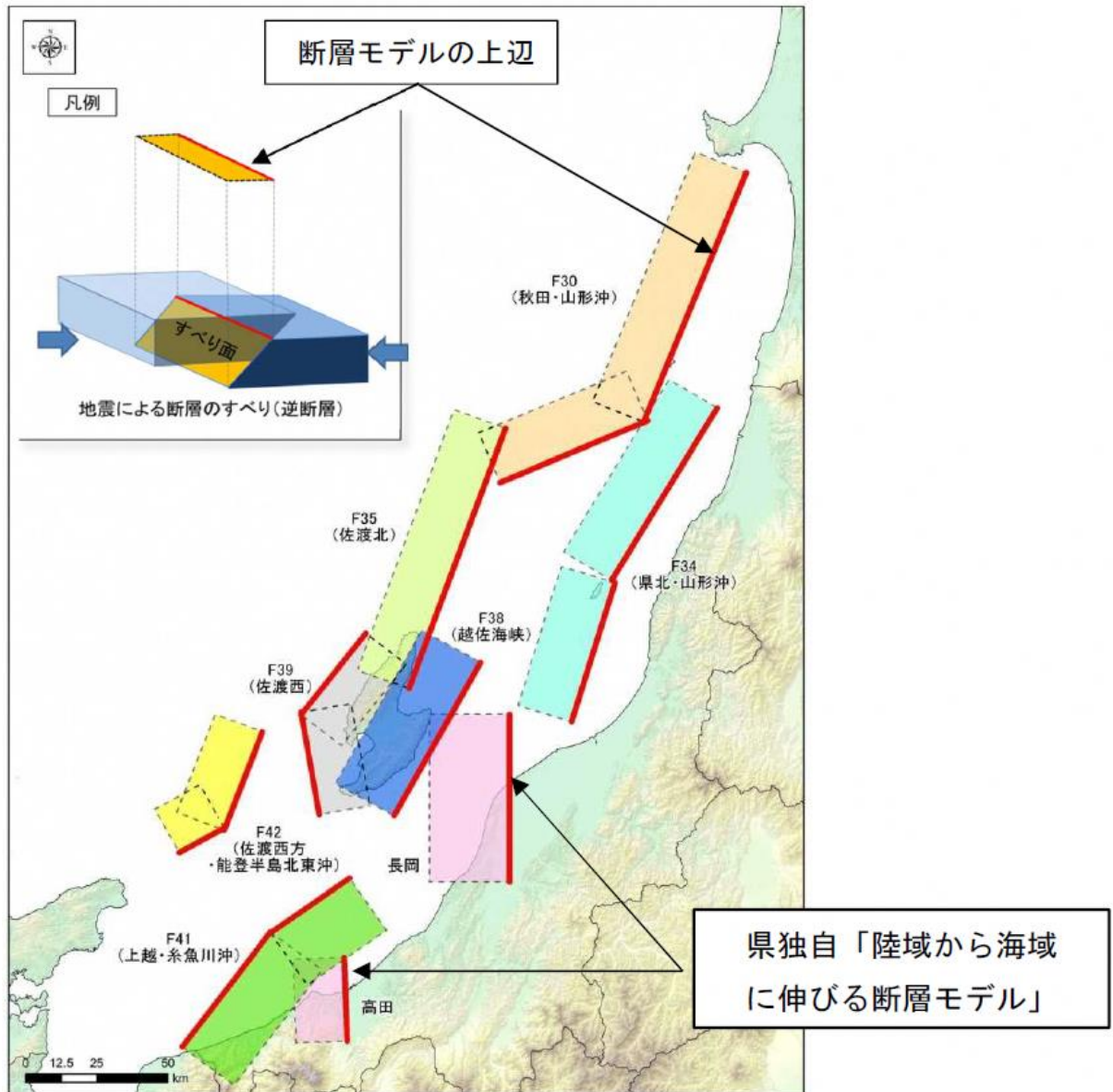
○県が平成25年12月に公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、今回の津波浸水想定でも採用した津波断層モデル

長岡平野西縁断層帯（弥彦－角田断層）、高田平野西縁断層帯

				モーメント マグニチュード (Mw)	食い違い量 (すべり量) (cm)	備考
1	国	F30（秋田・ 山形沖）	F31 F32	7.8	600	秋田県沖（F31） 山形県沖（F32）
2	国	F34（県北・山形沖）		7.7	545	
3	国	F35（佐渡北）		7.6	459	※国が新潟県に影響の大きいとした断層には含まれず（粟島浦村最大津波高）。
4	国	F38（越佐海峡）		7.5	389	
5	国	F39（佐渡西）		7.4	367	
6	国	F41（上越・糸魚川沖）		7.6	466	
7	国	F42（佐渡西方・ 能登半島北東沖）		7.3	310	
8	県	長岡平野西縁断層帯 （弥彦－角田断層）		7.63	600	国の新たな断層モデルで対象外の陸域から海域に延びる断層帯として採用 断層パラメータは国の地震調査研究推進本部の設定値を基本に、食い違い量を新潟県津波対策検討委員会において設定した値を採用
8	県	高田平野西縁断層帯		7.1	300	

（資料：「新潟県地域防災計画（津波災害対策編）令和5年3月修正」より編集加工）

【津波断層モデルの位置図】



(資料：「新潟県地域防災計画（津波災害対策編）令和5年3月修正」)

(3) 最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積

本市における最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積は以下のとおりである。

最高津波水位 (沿岸(全海岸線)) (※1)	影響開始時間 (※2)	浸水面積 (浸水深1cm以上)	津波水位 (沿岸代表地点 (194地点)) (※3)
4.6～14.0m	5分以内	1,108ha	3.3～10.3m

※1 最高津波水位（沿岸（全海岸線））

海岸線から沖合約30mの各地点（全海岸線）の津波水位の最高値。津波水位は、東京湾平均海面（T.P.）（陸地の標高0mの基準）からの海面の高さを表している。

※2 影響開始時間

沿岸64の代表地点（標高T.P.－5m程度の地点）において初期水位から20cm上昇又は低下したときの最短時間

※3 最高津波水位（沿岸代表地点（194地点））

市の代表地点（標高T.P.－1m程度の地点）における津波水位の最高値

第5節 村上市の地形特性に応じた対策の方向性

1 村上市の地形特性

本市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村からなっている。

市の面積は約1,174.17km²で新潟県の総面積（12,583.96km²）のおよそ9.3%を占めている。

また、50kmにも及ぶ海岸線（海岸線総延長59.944km、構成比9.5%）を有し、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられる。さらに、水資源が豊かであるため、大規模から・中小規模まで数多くの河川があり、河川遡上による被害の発生が想定される。

2 津波災害対策の方向性

津波災害対策においては、緊急対応、応急対策、復旧対策、予防活動、啓発活動等の対策を考える際に、地域特性に応じて、ある程度地域を類型化して、被害の様子を具体的に想起しながら対策を検討する必要がある。

また、沿岸の広い範囲での被害発生が想定されることから、広域的な支援体制を検討する必要がある。

3 地域の類型化

地域特性に応じた対策を検討するため、県に準じて地域を以下の4つの地域に区分する。

(1) 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）

ア 海沿い地域

背後地に崖、斜面が迫っているなど、平地部が狭く、海岸沿いに集落が所在し、道路が整備されている地域であって、地震発生から短時間のうちに津波の直撃を受け、海岸道路が長距離にわたって浸水するほか、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域

イ 川沿い地域

地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害が更に拡大するおそれがある地域

(2) 河川遡上地域（早期避難地域）

大きな河川や湖沼をはじめ、中小河川にも津波が遡上し、海岸から離れていても津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性があり、内陸部での浸水や家屋の破壊が及ぶ地域

(3) 低平地浸水地域（長期湛水地域）

背後に広範な低平地があるため、河川遡上による越流などにより浸水被害が発生すると、広い範囲で、かつ長期間にわたって湛水状態が継続する可能性がある地域

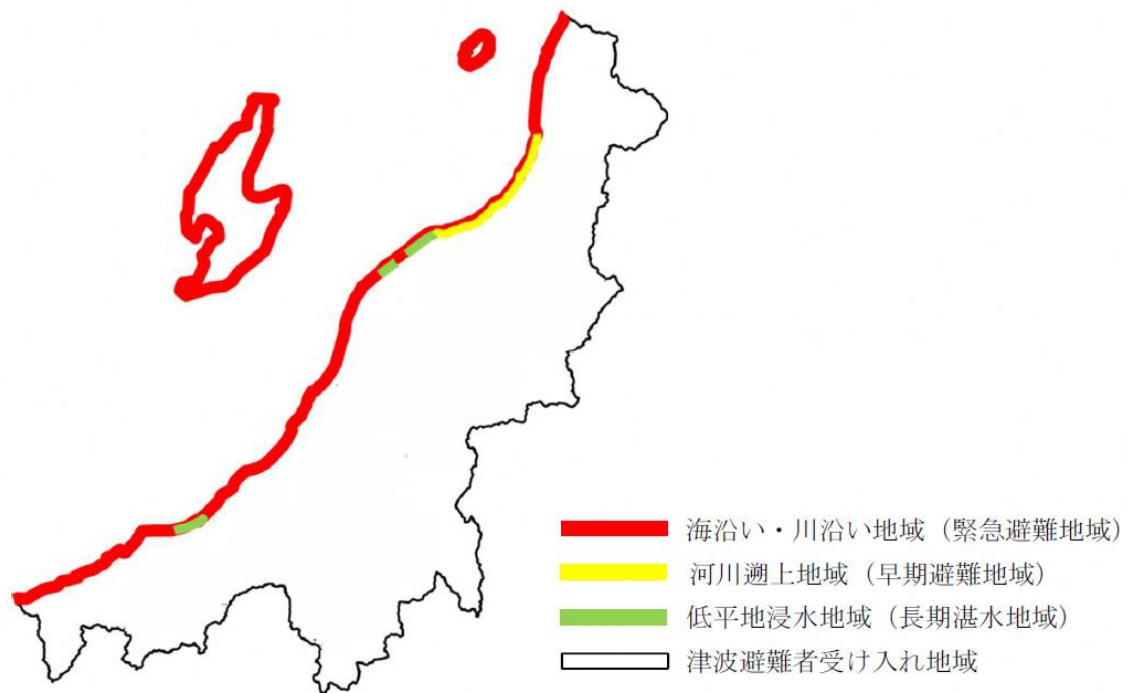
(4) 津波避難者受入地域

津波による浸水の影響がないことが想定される地域（現在の知見では想定することが困難な地震発生により、浸水の危険が全くないわけではない。）

【地域類型と浸水開始時間の目安】

地域類型と浸水開始時間は完全には一致しないが、概ねの目安は以下のとおりである。

地域類型	浸水開始時間の目安
海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）	浸水開始時間30分未満
河川遡上地域（早期避難地域）	浸水開始時間30分以上120分未満
低平地浸水地域（長期湛水地域）	浸水開始時間120分以上
津波避難者受入地域	浸水なし



（資料：「新潟県地域防災計画（津波災害対策編）令和3年6月」）

4 地域特性に応じた対策の方向性

本市の地域特性に応じて、地域を類型化して、津波災害対策の方向性を以下のとおりとする。

なお、本市は、沿岸地域の地形等から「海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）」と「河川遡上地域（早期避難地域）」に分類されており、特にこの2つの対策について、配慮する必要がある。

（1）海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性

ア 想定される事態

（ア）被害

- a 海沿い地域では、集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。
- b 川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害が更に拡大する。
- c 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。
- d 避難場所等の孤立が予想される。

（イ）避難情報伝達

防災行政無線（戸別受信機を含む。）の機能喪失によって、津波警報等の情報の伝達が遅れる。

(ウ) 避難行動

- a 津波等の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。
- b 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危険性がある。
- c 海水浴客、釣り客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。

イ 対策

(ア) 二次災害の防止

- a 津波により浸水するおそれがある避難場所の耐浪化の検討
- b 孤立した避難場所等への支援や移送方法の検討

(イ) 避難情報伝達

- a 多様な情報伝達体制の整備
- b 情報の発信者から受信者まで連動した情報伝達体制の強化

(ウ) 避難

- a 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
- b 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討
- c 避難経路の検討
- d 高台への避難路の整備の検討
- e 避難経路の誘導案内方法の検討
- f 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練
- g 要配慮者の避難支援対策の検討
- h 避難手段の検討

(2) 河川遡上地域（早期避難地域）における対策の方向性

ア 想定される事態

(ア) 被害

- a 堤防道路や橋梁は、被害の発生が予想されるので避難路としては使えない。
- b 河川に近い地域については甚大な被害が予想される。
- c 河川管理施設が被災する。

(イ) 避難情報伝達

市街地から離れた河川の上流部においては、避難情報の伝達が遅れる可能性が高い。

(ウ) 避難行動

津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。

イ 対策

(ア) 河川管理施設等の対応

- a 河川管理施設等の水門・樋門等を閉める／閉めない、誰が閉める／閉めないなどのルール化
- b 河川遡上の浸水域、浸水深を地域で確認する手段の検討

(イ) 避難情報伝達

堤防道路、橋梁などの車や人の往来がある場所等における情報伝達手段の検討

(ウ) 避難

- a 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発

- b 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討
- c 避難経路の検討（河川周辺を避け、場合によっては通常の避難経路とは異なる避難経路の検討）
- d 避難に際して、河川沿いを避けた避難となるため、避難経路を誘導案内する仕組みの検討
- e 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練
- f 要配慮者の避難支援対策の検討
- g 避難手段の検討

(3) 低平地浸水地域（長期湛水地域）における対策の方向性

ア 想定される事態

(ア) 被害

- a 海岸部では、津波の直撃を受ける一方で、内陸部の低平地や地盤が沈降した地域では浸水した水の排水対策を行わなければ、長期間湛水が継続する。
- b 地震動等より堤防が沈下・破壊した場合、一定の時間が経過後、一挙に浸水深が増すことが考えられ、浸水の危険に対する認知度が低いと思われ被害を引き起こすおそれがある。
- c 浸水範囲が内陸奥部も含め広範囲になり、有効な排水対策が行われない場合は、湛水状態が長期になることが想定され、避難生活が長引く。
- d 避難が遅れると、広範囲に浸水するため避難が困難となり、多くの箇所が孤立する。
- e 物資の配給や救助に陸路だけでない手段の検討が必要となる。
- f 湛水しているために、復旧に遅れが生じ、停電期間や情報機器の使用不能期間が長くなることが予想される。
- g 防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（物流拠点、流通拠点）が被災する。
- h 浸水の広がりによっては、避難者数が膨大になる。

(イ) 避難情報伝達

津波により浸水するおそれがあるという情報の伝達が遅れる可能性がある。

(ウ) 避難行動

津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。

イ 対策

(ア) 排水対策

- a 迅速な緊急排水体制の構築
- b 排水ポンプ車の配置計画を事前検討
- c 堤防をはじめとした河川管理施設や排水機場等の耐震化・耐浪化の促進
- d 津波による排水機能の低下の防止

(イ) 拠点の被害対策

ボートなど水上での支援ツールの確保

(ウ) 避難情報伝達

- a 確実に避難してもらうための避難情報等の伝達内容・方法の検討
- b 避難し遅れがないよう、避難場所や津波避難ビル、浸水する可能性の低い場所を知らせる仕組みの検討

(エ) 避難

- a 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
- b 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討

c 避難手段の検討

(4) 津波避難者受入地域における対策の方向性

ア 想定される事態

- (ア) 津波浸水はなくても、揺れによる被害が発生する。
- (イ) 津波浸水区域からの多数の者が避難してくる。

イ 対策

- (ア) 市町村同士の相互応援の仕組みの構築
- (イ) 広域支援体制の整備
- (ウ) 応援職員等の派遣体制の整備
- (エ) 避難者の受け入体制の整備

第6節 複合災害時の対策

複合災害時の対策については、震災対策編第1章第5節「複合災害時の対策」を準用する。

第7節 地震被害の想定

地震被害の想定については、震災対策編第1章第6節「地震被害の想定」を準用する。

第8節 緊急地震速報と地震情報

緊急地震速報と地震情報については、震災対策編第1章第7節「緊急地震速報と地震情報」を準用する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災教育計画

担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

震災対策編第2章第1節「防災教育計画」の「1 計画の方針」を準用する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

- ア 自治体の地震・津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い
- オ 緊急地震速報を受けたときの適切な行動
- カ 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときの適切な行動
- キ 強い揺れ（震度4以上）又は弱くても長い時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動
- ク 呼びかけ避難及び率先避難
- ケ 原則として、徒歩による避難をすること。

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の地震被害危険箇所及び浸水被害が想定される地域の把握・点検・確認
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 呼びかけ避難及び率先避難
- オ 津波浸水想定区域内にある消防団の津波警報等の情報入手までの適切な行動及び消防団員の活動の安全確保の取組み

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 自治体の地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市立学校における防災教育の推進

ア 児童生徒に対する防災教育

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるとともに、特に津波のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

イ 教職員に対する防災教育

学校等は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底する。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動につなげる対策を行う。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップの正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及・啓発に努める。

(4) 住民に対する防災知識の普及

住民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次に定めるところにより防災知識の普及に努める。

ア 普及の内容

防災知識の普及について、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。

(ア) 津波に関する一般的知識

a 津波の特性に関する情報

津波は、第1波より第2波、第3波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては1日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。

b 津波に関する想定・予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があること。

c 津波浸水想定公表

(イ) 市地域防災計画の概要

(ウ) 自主防災組織の意義

(エ) 平常時の心得

a 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

d 避難路及び指定緊急避難場所の把握

e 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておく。

f 要配慮者の所在の把握

- g 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- (カ) 災害時の心得
 - a 強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。
 - b 津波警報等の発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。
 - c 災害情報、避難情報等の入手方法
 - d 早期避難、率先避難の重要性
自ら率先した避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。また、その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努めること。
 - e 負傷者や要配慮者の避難支援等
 - f 初期消火活動等
 - g 避難場所や避難所での行動

イ 普及の方法

報道機関等の協力を求めるほか、次に掲げる方法により、普及促進を図るものとする。

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞等の利用
 - (イ) SNS、ホームページ等インターネット媒体、広報紙及び広報車の利用
 - (ウ) 啓発用パンフレット及びリーフレットの利用
 - (エ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
 - (オ) 起震車の利用
- (5) 災害教訓の伝承
震災対策編第2章第1節「防災教育計画」の「3 市の役割」「(3) 住民等に対する防災知識の普及・啓発」「エ 災害教訓の伝承」を準用する。
- (6) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進
震災対策編第2章第1節「防災教育計画」の「3 市の役割」「(4) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進」を準用する。
- (7) 市職員に対する防災教育、防災部門の人材育成
震災対策編第2章第1節「防災教育計画」の「3 市の役割」「(5) 市職員に対する防災教育、防災部門の人材育成」を準用する。
- (8) 消防職・団員の防災教育・研修
震災対策編第2章第1節「防災教育計画」の「3 市の役割」「(6) 消防職・団員の防災教育・研修」を準用する。

第2節 防災訓練計画

震災対策編第2章第2節「防災訓練計画」を準用する。

なお、津波災害を想定した訓練を実施する際は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第3節 自主防災組織育成計画

担当：総務課、各支所、消防本部

震災対策編第2章第3節「自主防災組織育成計画」を準用する。

なお、津波災害特有の住民役割及び市が行う住民に対する意識啓発等に当たっては、次のとおり実施する。

1 住民の役割

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

また、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。

避難に際しては、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努めなければならない。

2 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、(一社)自治総合センターの助成事業、県及び市単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

第4節 防災都市計画

担当：企画財政課、都市計画課、建設課

1 計画の方針

震災対策編第2章第4節「防災都市計画」の「1 計画の方針」を準用する。

2 住民・企業等の役割

震災対策編第2章第4節「防災都市計画」の「2 住民・企業等の役割」を準用する。

3 市の役割

市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、県と連携の下、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

(1) 津波に強いまちの形成

ア 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

イ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画等と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

ウ 市地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等各種関連する計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画、都市計画等を担当する職員に対する防災教育など、津波防災の観点からのまちづくりに努め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

エ 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

オ 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、垂直避難が可能となる施設整備に加え、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

カ 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

キ 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

ク 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高速道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るとともに、緊急ヘリポートの確保に努める。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用を禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配送業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

る。

ケ 漁港施設等津波の危険性の高い地域で働かざるを得ない人員の命を守る施設の整備を検討する。

コ 甚大な津波被害が予想される場合、地盤の高い場所に都市を移すことも検討する。

サ 主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(2) 避難関連施設の整備

ア 指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ 避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

ウ 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

(3) 建築物の安全化

ア 地下街、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震耐浪化など津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ 津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、所管する施設等において、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

(4) ライフライン施設等の機能確保

ア 関係機関と協力し、上下水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

なお、ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。

(5) 危険物等施設の安全確保

火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

第5節 集落孤立対策計画

震災対策編第2章第5節「集落孤立対策計画」を準用する。

第6節 建築物等災害予防計画

震災対策編第2章第7節「建築物等災害予防計画」を準用する。

なお、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、防災上重要な公共建築物等の災害予防に当たっては、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図る。また、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

また、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に、配慮する。

第7節 道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策

震災対策編第2章第8節「道路・橋梁・トンネル等の災害対策」を準用する。

第8節 港湾・漁港施設の地震・津波対策

震災対策編第2章第9節「港湾・漁港施設の災害対策」を準用する。

第9節 鉄道事業者の地震・津波対策

震災対策編第2章第10節「鉄道事業者の災害対策」を準用する。

第10節 治山・砂防施設の地震・津波対策

震災対策編第2章第11節「治山・砂防施設の災害対策」を準用する。

第11節 河川・海岸施設の地震・津波対策

震災対策編第2章第12節「河川・海岸施設の災害対策」を準用する。

なお、市は、津波による被害を防止し、又は軽減するため、河川及び海岸保全施設の整備を計画的に進めるものとし、各施設においては、設計対象の津波高を超えた場合でも、その施設の効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観にも配慮するものとする。

第12節 農地・農業用施設等の地震・津波対策

震災対策編第2章第13節「農地・農業用施設等の災害対策」を準用する。

第13節 防災通信施設の整備と地震・津波対策

震災対策編第2章第14節「防災通信施設の整備と災害対策」を準用する。

第14節 放送事業者の地震・津波対策

震災対策編第2章第15節「放送事業者の災害対策」を準用する。

第15節 電気通信事業者の地震・津波対策

震災対策編第2章第16節「電気通信事業者の災害対策」を準用する。

第16節 電力供給事業者の地震・津波対策

震災対策編第2章第17節「電力供給事業者の災害対策」を準用する。

第17節 ガス事業者等の地震・津波対策

震災対策編第2章第18節「ガス事業者等の災害対策」を準用する。

第18節 上水道の地震・津波対策

震災対策編第2章第19節「上水道の災害対策」を準用する。

第19節 下水道等の地震・津波対策

震災対策編第2章第20節「下水道等の災害対策」を準用する。

第20節 危険物等施設の地震・津波対策

震災対策編第2章第21節「危険物等施設の災害対策」を準用する。

なお、市は、危険物等施設の管理者に対して、津波に対する安全性の確保及び防災訓練の実施を促進する。

第21節 火災予防計画

震災対策編第2章第22節「火災予防計画」を準用する。

第22節 水防管理団体の体制整備

風水害等対策編第2章第23節「水防管理団体の体制整備」を準用する。

第23節 廃棄物処理体制の整備

震災対策編第2章第23節「廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第24節 救急・救助体制の整備

震災対策編第2章第24節「救急・救助体制の整備」を準用する。

第25節 医療救護体制の整備

震災対策編第2章第25節「医療救護体制の整備計画」を準用する。

第26節 避難体制の整備

担当：総務課、福祉課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震又は津波による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び住民は、次の事項に留意して各自の責任で災害に備え、住民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

- ア 浸水、地盤の液状化、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難情報（避難勧告及び避難指示）等情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出
- エ 避難誘導體制の整備
- オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、市、県及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、住民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮

要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮については、震災対策編第2章第26節「避難体制の整備」の「1 計画の方針」「(2) 要配慮者に対する配慮」「(3) 積雪期の対応」「(4) 広域避難への配慮」を、それぞれ準用する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。
- (オ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動を起こす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。
- (カ) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始すること。
- (キ) 自ら避難することが地域住民の避難につながることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難をすること。

(ク) 徒歩による避難を原則とすること。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
- b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
- c 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
- d 近隣の企業・事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
- e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
- b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
- c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア 住民の役割

相互の協力の下、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から下記の事項に十分留意した対策の実施に努める。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。
- (イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。
- (エ) 避難時において避難を呼びかけ、率先して避難すること。
- (オ) 水防団員（消防団員）の活動上の安全を確保すること

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

- (ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。
- (イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(3) 福祉関係者に求められる役割

民生委員、介護事業者等は、市の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

3 市の役割

(1) 津波避難計画の策定

県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容を住民等に周知徹底を図る。

(2) 情報伝達体制の整備

- ア 実情に応じて、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- イ 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- ウ Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
- エ 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努める。
- オ 訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- カ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- キ 情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(3) 避難指示の発令基準の策定

地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準及び伝達内容をあらかじめ定める。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

なお、避難情報の発令基準の詳細については「災害時職員初動マニュアル」に定めるところによるものとする。

【避難情報の区分】

避難情報	居住者等がとるべき行動等
避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難）する。

※津波については警戒レベルの対象外

(4) 避難誘導体制の整備

- ア 津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。
- イ 消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻までの防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。
- ウ 高齢者や障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整

備、避難訓練の実施を一層図る。

エ 学校等が保護者との間で、「学校防災マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

(5) 避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の整備に当たり、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震・耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

オ 指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。また、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備の整備とともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るよう努める。

カ 指定避難所において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するほか、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

キ 避難場所として利用可能な道路等盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

ク 住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

ケ 飼い主による家庭動物との同行避難に配慮した避難所の指定に努める。

コ 避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

サ 即応体制の整備

(ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

(イ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

(ウ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(エ) 避難所として指定する施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

(カ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(キ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

シ 福祉避難所の指定

- (ア) 障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- (イ) 福祉避難所として指定する施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
- (ウ) 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

ス 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

セ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努める。

ソ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

タ 各地域において、避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、道路管理者等の協力を得て、避難路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討する。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
- (ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ 広域避難の受入れに備えた体制整備

- (ア) 避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

第27節 要配慮者の安全確保計画

震災対策編第2章第27節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第28節 食料・生活必需品等の確保計画

震災対策編第2章第28節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

第29節 学校の地震・津波防災対策

震災対策編第2章第29節「学校の防災対策」を準用する。

なお、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、各主体が所管する施設等において、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各学校の実情等を踏まえた津波対策に取り組むものとする。

第30節 文化財の地震・津波防災対策

震災対策編第2章第30節「文化財の防災対策」を準用する。

第31節 ボランティアの受入体制の整備

震災対策編第2章第31節「ボランティアの受入体制の整備」を準用する。

第32節 事業所等の事業継続計画

震災対策編第2章第32節「事業所等の事業継続」を準用する。

第33節 行政機能の保全

担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、行政機能の保全に関して、本節に記載のない事項については、震災対策編第2章第33節「行政機関等の業務継続計画」を準用する。

2 市の取組み

(1) 防災拠点の整備

ア 行政関連施設については、設置基準を明確にし、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を目指す。

イ 津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努める。

ウ 防災拠点の被災を想定し、又は想定を超えた被害の発生に備え、代替の施設の確保を検討し、また、県は、広域で甚大な災害の発生を想定した人的又は物的資源、並びに情報の集積拠点とともに、広域防災拠点の設置を検討する。

(2) 防災中枢機能の確保

ア 津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努めるとともに、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備にも努める。

イ 防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

ウ 物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

(3) 業務継続性の確保

ア 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備態勢と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理

について定める。

ウ 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う

エ 職員の派遣要請やニーズを迅速に把握し、速やかに職員派遣調整ができるよう自己完結型の職員派遣に係る体制及び制度の充実について検討する。

オ あらかじめ災害対応に必要な資格又は経験を有する人材の情報を集約する仕組みの構築を検討する。

カ 機能喪失した庁舎機能の補完方法を検討する。

(4) データの保全

ア 災害対応におけるＩＣＴ部門の重要性を認識し、職員のＩＣＴリテラシー向上を図るとともに、住民に対してＩＣＴリテラシーの向上を図る。

イ ＩＣＴ環境を整備し、行政データのバックアップポリシーの確立を検討する。

ウ 業務継続計画に基づき、業務に必要な行政データの保存を行い、複製の別途保存を含め、必要なバックアップ体制を整備する。

また、速やかに復元できるよう、併せて必要な体制を整備する。

エ 他の市町村、通信事業者、基幹データ産業との連携を検討するとともに、県外自治体との連携強化を検討する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部等の組織・運営計画

震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」を準用する。

第2節 地震・津波配備体制

震災対策編第3章第2節「地震・津波配備体制」を準用する。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

防災関係機関の相互協力計画については、震災対策編第3章第3節「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

第4節 災害時の通信確保

震災対策編第3章第4節「災害時の通信確保」を準用する。

第5節 被災状況等収集・伝達計画

震災対策編第3章第5節「被災状況等収集・伝達計画」を準用する。

第6節 広報計画

震災対策編第3章第6節「広報計画」を準用する。

第7節 住民等避難計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、建設部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 迅速な避難

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報が発表されたときも、同様とする。

避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。

自ら率先した避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

イ 津波に対する理解

津波は、第1波より第2波、第3波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては1日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。

ウ 津波に関する想定及び予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

エ その他

地震又は津波の被害により孤立した住民を、ヘリコプター又はボートを活用して避難させる。

(2) 要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮

要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮については、震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「1 計画の方針」「(4) 要配慮者に対する配慮」「(5) 積雪期の対応」「(6) 広域避難への配慮」を、それぞれ準用する。

2 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

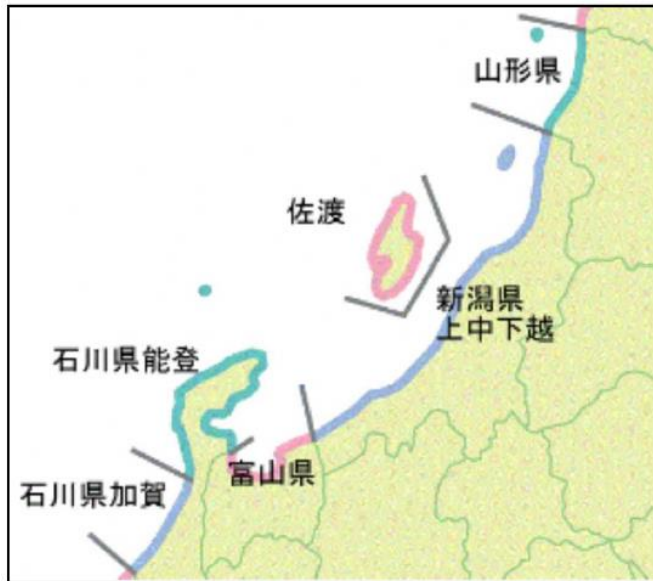
気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、

その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

【新潟県の津波予報区】



【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで3mを 超える場合	10m超 (10m<予想される津波 の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全 壊・流出し、人は津波による流れに 巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただち に高台や津波避難ビルなど安全な場 所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所か ら離れない。
		10m (5m<予想される津波 の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波 の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで1mを 超え、3m以下の 場合	3m (1m<予想される津波 の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波によ る流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただち に高台や津波避難ビルなど安全な場 所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所か ら離れない。
津波注意報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで0.2m以 上、1m以下の場 合であって、津波 による災害のおそ れがある場合	1m (0.2m≤予想される津波 の最大波の高さ≤1m)	(表記 しな い)	海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかだが流失し小型 船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上 がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり 海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、更新する場合がある。

ウ 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

エ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

オ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

3 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

【津波情報の種類と発表内容】

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- イ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【最大波の観測値の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- イ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ウ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応づけが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- (ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- (イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- (ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- (イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- (ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- (イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

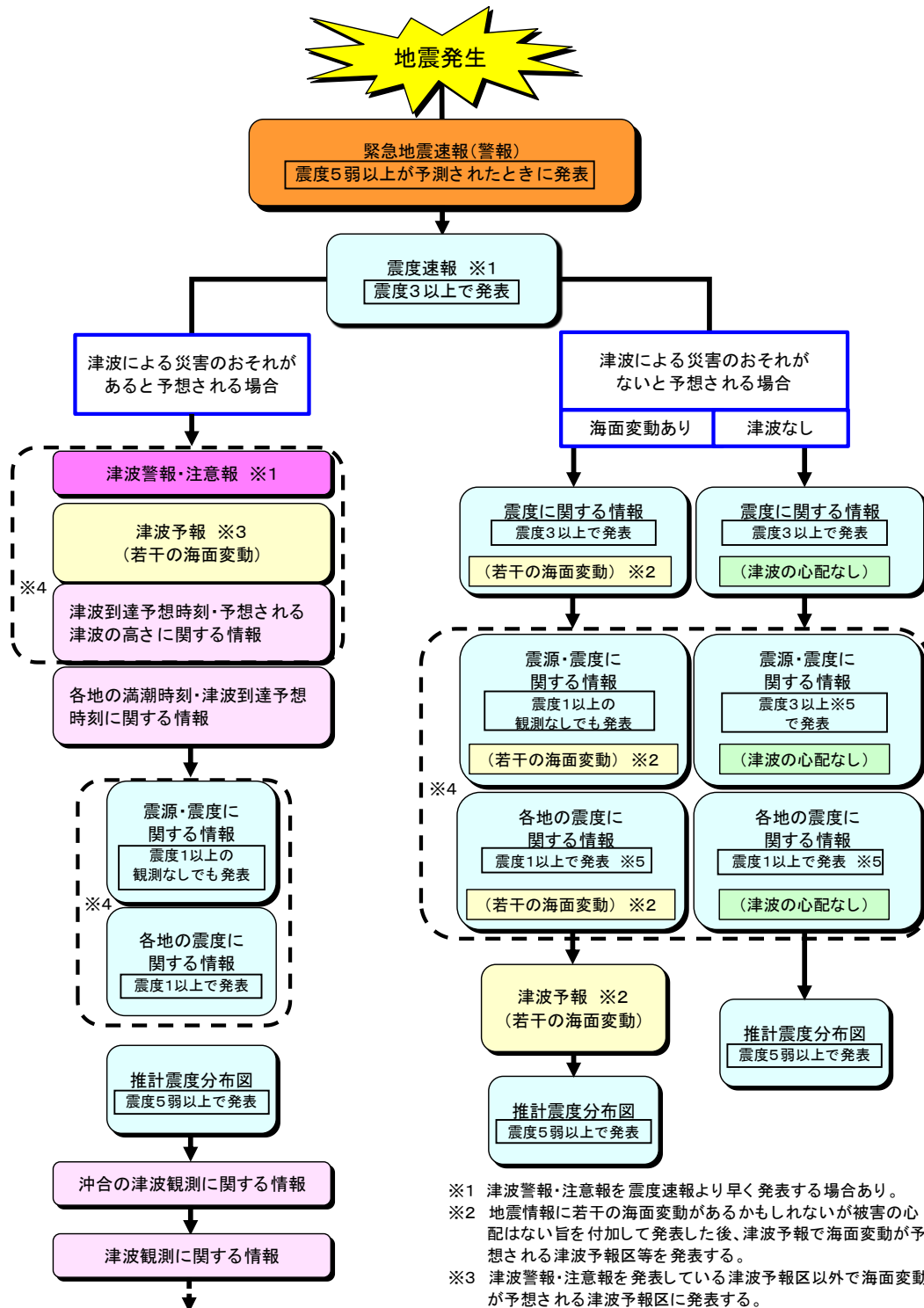
4 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準とその内容】

情報の種類		発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

5 地震及び津波に関する情報発表の流れ



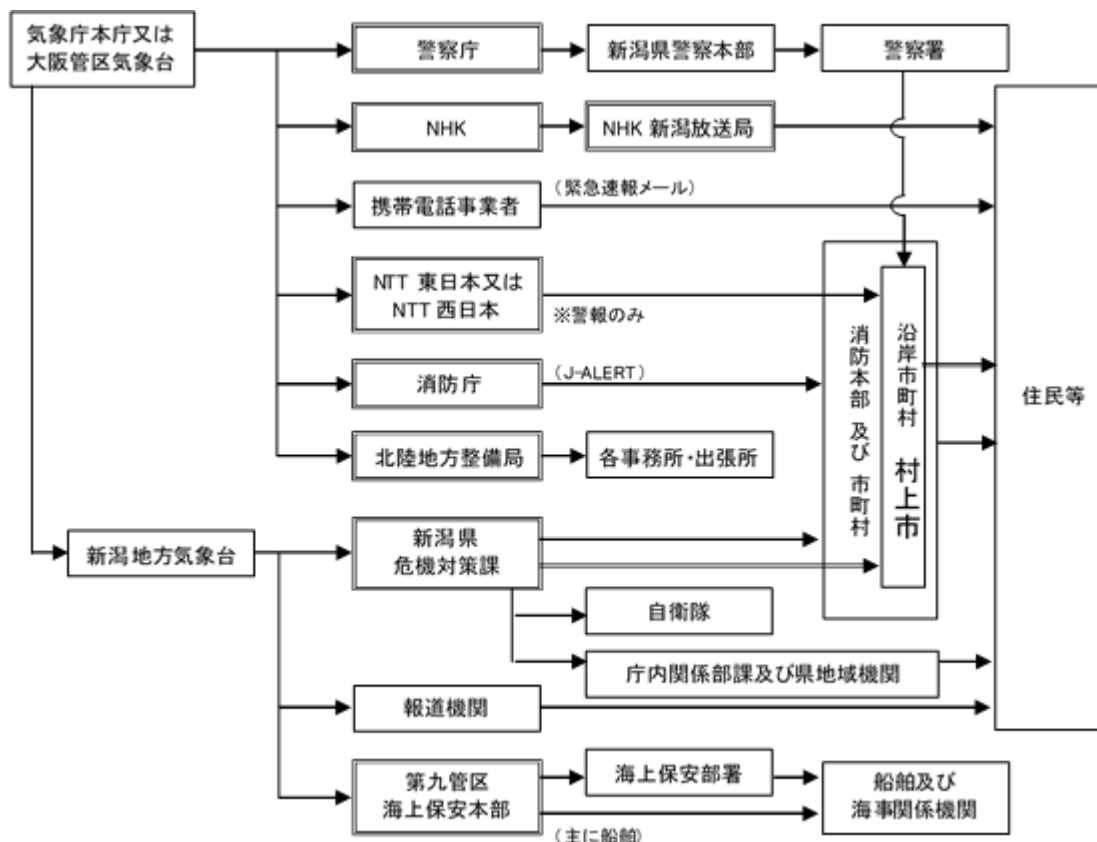
- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
 ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
 ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

※上記の図は、以下の気象庁ホームページに掲載されています。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html>

6 業務の内容

(1) 津波警報等の伝達



注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象庁から緊急速報メールを携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

ア 市

風水害等対策編第3章第4節「気象情報等伝達計画」に準じて津波警報等の伝達を迅速かつ正確に、住民、観光客等に伝達する。

伝達に際しては、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、広報車等の多様な情報伝達手段を活用して行うものとする。

イ 県

風水害等対策編第3章第4節「気象情報等伝達計画」に準じて県防災行政無線その他の方法により、市に伝達するほか、防災関係機関に伝達する。

ウ その他防災関係機関

風水害等対策編第3章第4節「気象情報等伝達計画」に準じて関係機関等に対して情報伝達を行う。

(2) 避難指示の実施

ア 市

- (ア) 地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生したときの円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努める。
- (イ) 地域の特性等を踏まえつつ、避難指示の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (ウ) 地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難指示を発令することができる。このとき、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示することができる。

なお、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。

- (エ) 避難指示を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
- (オ) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する。
- (カ) 避難指示の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的で分かりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮するものとする。
- (キ) 避難指示を指示しようとするときは、居住者等に対して、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、広報車等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。
- (ク) 地震又は津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (ケ) 避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

イ 県

- (ア) 地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項を、公表するよう努める。
- (イ) 市が行う発令基準の策定や見直しを支援する。
- (ウ) 市が行う避難指示の発令に関し、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、積極的に助言する。
- (エ) 市が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、市に代わって、避難指示を実施する。

ウ その他防災関係機関等

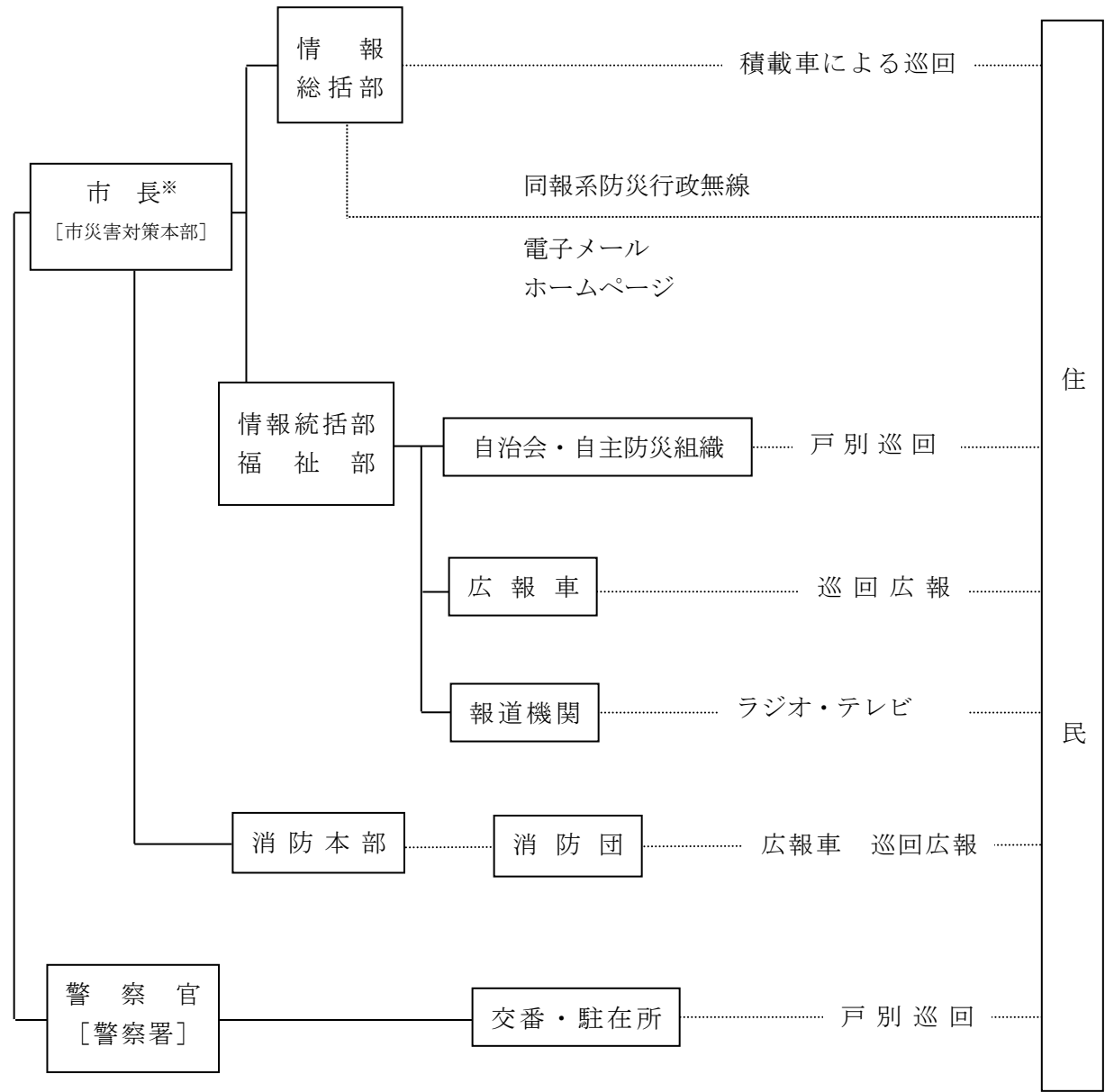
市による避難の指示ができないと認めるとき、又は市から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難指示を発令することができる。立ち退き先を指示したときは、直ちに市に通知するものとする。

指定行政機関（国土交通省、気象庁等）の長又は指定地方行政機関の長は、市から避難指示を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。

エ 水防管理者

津波によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、避難指示を発令することができる。

【避難指示等の伝達系統図】



※緊急を要する場合の避難情報の発令は災害対策本部決定を経ず市長権限で行う。

(3) 避難誘導及び救助

ア 市

- (ア) 具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織、消防・警察機関、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進する。また、消防団員等の避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻までの行動ルール、待避の判断基準も定める。
- (イ) 避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。
- (ウ) 津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい伝達及び避難誘導に心がけるものとするほか、配慮に当たっては、震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」に定めるところによる。

イ 県

- (ア) 市が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定する。
- (イ) 市における津波避難計画策定及び避難訓練の実施を支援する。

(4) 避難所の確保

ア 市

- (ア) 発災時に必要に応じて、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (イ) 避難所の開設が必要な場合、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、避難所を開設する。
- (ウ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置し、維持することの適否を検討する。

イ 県

市からの報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、必要に応じて支援及び調整を行う。

(5) 避難所相互の移送

避難場所から避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

(6) 広域避難対策

ア 市

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等により、当該市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該受入れに係る協議を求める。

イ 県

- (ア) 市からの協議の要請があった場合、他の都道府県と被災者の受入れ等に関する協議を行う。
また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- (イ) 市から求めがあった場合には、受入先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(7) 帰宅困難者対策

市及び県は、津波等の災害により交通が途絶したときは、帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

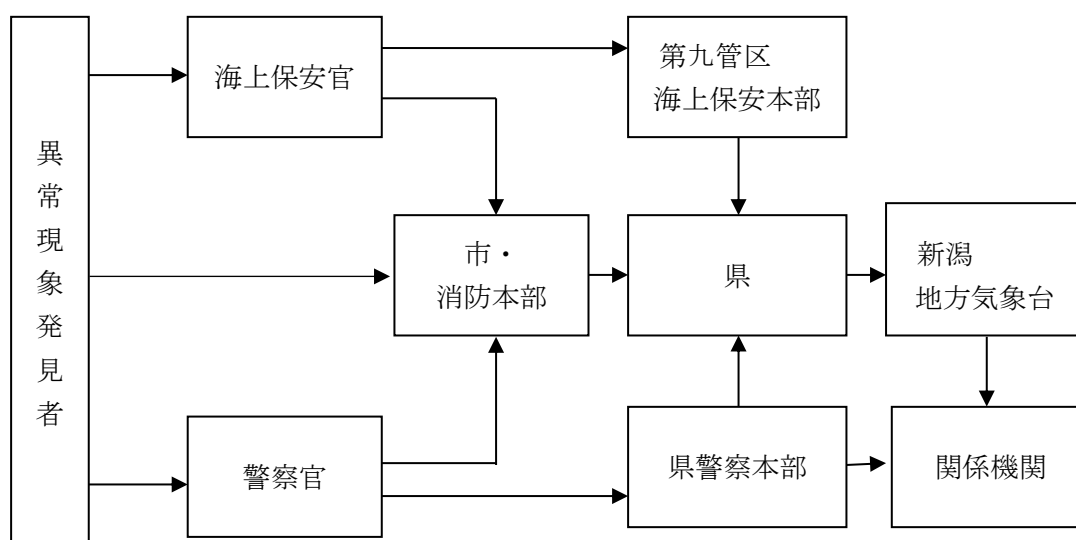
(8) 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市・消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合、市・消防本部が受けたときは県に、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県に、速やかに通報する。

県は、速やかに新潟地方気象台に通報する。

【異常現象発見者の通報系統図】



第8節 避難所運営計画

震災対策編第3章第8節「避難所運営計画」を準用する。

第9節 避難所外避難者の支援計画

震災対策編第3章第9節「避難所外避難者の支援計画」を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

震災対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

第11節 輸送計画

震災対策編第3章第11節「輸送計画」を準用する。

第12節 警備・保安及び交通規制計画

震災対策編第3章第12節「警備・保安及び交通規制計画」を準用する。

第13節 海上における災害応急対策

震災対策編第3章第13節「海上における災害応急対策」を準用する。

第14節 消火活動計画

震災対策編第3章第14節「消火活動計画」を準用する。

第15節 救急・救助活動計画

震災対策編第3章第15節「救急・救助活動計画」を準用する。

第16節 水防活動計画

担当：情報総括部、建設部、経済部、上下水道部、消防部

1 計画の方針

津波又は地震により、堤防、護岸、水門、樋管など、海岸又はため池等の施設に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合、市（水防管理団体）、消防団及び県は必要な措置をとる。

このとき、水防活動に従事する者の避難時間の確保など、安全を確保した上で、避難誘導及び水防活動を実施しなければならない。

2 業務の内容

津波に対する水防活動については、「水防計画編」の定めるところによる。

3 水防警報及び水防情報の伝達を受ける河川

水防警報及び水防情報の伝達を受ける河川については、「水防計画編」の定めるところによる。

第17節 医療救護活動計画

震災対策編第3章第16節「医療救護活動計画」を準用する。

第18節 防疫及び保健衛生計画

震災対策編第3章第17節「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

第19節 こころのケア対策

震災対策編第3章第18節「こころのケア対策」を準用する。

第20節 児童生徒等に対するこころのケア対策

震災対策編第3章第19節「児童生徒等に対するこころのケア対策」を準用する。

第21節 廃棄物の処理計画

震災対策編第3章第20節「廃棄物の処理計画」を準用する。

第22節 トイレ対策

震災対策編第3章第21節「トイレ対策」を準用する。

第23節 入浴対策

震災対策編第3章第22節「入浴対策」を準用する。

第24節 食料・生活必需品等供給計画

震災対策編第3章第23節「食料・生活必需品等供給計画」を準用する。

なお、浸水等により孤立した地域等については、船舶、ヘリコプター又は航空機等を輸送手段として利用し、必要な食料、飲料水、生活必需品等その他物資等の供給を行うものとする。

第25節 要配慮者の応急対策

震災対策編第3章第24節「要配慮者の応急対策」を準用する。

第26節 建物の応急危険度判定計画

震災対策編第3章第25節「建物の応急危険度判定計画」を準用する。

第27節 宅地等の応急危険度判定計画

震災対策編第3章第26節「宅地等の応急危険度判定計画」を準用する。

第28節 学校等における応急対策

震災対策編第3章第27節「学校等における応急対策」を準用する。

第29節 文化財応急対策

震災対策編第3章第28節「文化財応急対策」を準用する。

第30節 障害物の処理計画

震災対策編第3章第29節「障害物の処理計画」を準用する。

第31節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

震災対策編第3章第30節「遺体等の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第32節 愛玩動物の保護対策

震災対策編第3章第31節「愛玩動物の保護対策」を準用する。

第33節 災害時の放送

震災対策編第3章第32節「災害時の放送」を準用する。

第34節 公衆通信の確保

震災対策編第3章第33節「公衆通信の確保」を準用する。

第35節 電力供給応急対策

震災対策編第3章第34節「電力供給応急対策」を準用する。

第36節 ガスの安全、供給対策

震災対策編第3章第35節「ガスの安全、供給対策」を準用する。

第37節 給水・上水道施設応急対策

震災対策編第3章第36節「給水・上水道施設応急対策」を準用する。

第38節 下水道等施設応急対策

震災対策編第3章第37節「下水道等施設応急対策」を準用する。

第39節 危険物等施設応急対策

震災対策編第3章第38節「危険物等施設応急対策」を準用する。

第40節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

震災対策編第3章第39節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」を準用する。

第41節 港湾・漁港施設の応急対策

震災対策編第3章第40節「港湾・漁港施設の応急対策」を準用する。

第42節 鉄道事業者の応急対策

震災対策編第3章第41節「鉄道事業者の応急対策」を準用する。

第43節 治山・砂防施設等の応急対策

震災対策編第3章第42節「治山・砂防施設等の応急対策」を準用する。

第44節 河川・海岸施設の応急対策

震災対策編第3章第43節「河川・海岸施設の応急対策」を準用する。

第45節 農地・農業用施設等の応急対策

震災対策編第3章第44節「農地・農業用施設等の応急対策」を準用する。ただし、津波発生時において点検及び報告する施設は、津波浸水区域内の施設等を対象とする。

第46節 農林水産業応急対策

震災対策編第3章第45節「農林水産業応急対策」を準用する。

第47節 商工業応急対策

震災対策編第3章第46節「商工業応急対策」を準用する。

第48節 応急住宅対策

震災対策編第3章第47節「応急住宅対策」を準用する。

第49節 ボランティアの受入計画

震災対策編第3章第48節「ボランティアの受入計画」を準用する。

第50節 義援金の受入れ・配分計画

震災対策編第3章第49節「義援金の受入れ・配分計画」を準用する。

第51節 義援物資対策

震災対策編第3章第50節「義援物資対策」を準用する。

第52節 災害救助法による救助

震災対策編第3章第51節「災害救助法による救助」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策計画

震災対策編第4章第1節「民生安定化対策計画」を準用する。

第2節 融資、貸付その他資金等による支援計画

震災対策編第4章第2節「融資、貸付その他資金等による支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧計画

震災対策編第4章第3節「公共施設等災害復旧計画」を準用する。

第4節 災害復興計画

震災対策編第4章第4節「災害復興計画」を準用する。この場合において、同節中「4 防災まちづくり」における「(3) 防災性向上のための公共施設等の整備」について、『避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等』とあるのは『浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等』と読み替える。

また、次に掲げる事項を同節中の「4 防災まちづくり」に加える。

(5) 津波に強いまちづくり

津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。